

フィックスポイント「Kompira」 利用規約総覧

本紙に記載の利用規約は、以下の SaaS サービスまたは製品の利用等に関するお客様と株式会社フィックスポイントとの間の規約です。お申込みの内容に対応する利用規約をご参照ください。

サービス

- ・ Kompira AlertHub
- ・ Kompira Pigeon
- ・ Kompira Sonar
- ・ Kompira Greac

製品

- ・ Kompira Enterprise

Kompira Sonar 関連ソフトウェア

- ・ Ksocket
- ・ Ksbrigde

Kompira Greac 関連ソフトウェア

- ・ Kroker
- ・ Grypto

保守サポート

トレーニング

本規約最終改訂日:2023年5月31日

Kompira cloud 利用規約

本サービスを利用される前に、必ず以下の Kompira cloud 利用規約をよくお読みください。

対象サービス:本規約は以下の対象サービスに適用されます。

- ・ Kompira AlertHub
- ・ Kompira Pigeon
- ・ Kompira Sonar
- ・ Kompira Greac

第1条 (目的)

- (1) Kompira cloud 利用規約 (以下「本規約」といいます。)は、株式会社フィックスポイント (以下「当社」といいます。)が提供する本サービスの利用等の条件を定めるものです。ユーザーは、第 4 条のスペース登録を申し込んだ時点で、本規約に同意したものとみなします。
- (2) 本サービス内には、本規約以外にマニュアル、ヘルプ、各種ガイドラインにおいて、本サービスの利用方法や注意書きが提示されていることがあります。これらも本規約の一部を構成するものですので、合わせてお読みください。
- (3) 本サービスの利用またはその促進のために提供するアプリケーション等に関しては、本規約と合わせ、それぞれのアプリケーションの利用規約が適用されます。

第2条 (定義)

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する SaaS 型クラウドサービス Kompira cloud 及びこれに関連する資料一式の総称をいい、本サービス内のヘルプ、各種ガイドラインに記載のある関連資料を含むものとします。
- (2) 「ライセンス」とは、契約期間中、本サービスをユーザーが利用できる権利をいいます。
- (3) 「スペース」とは、ユーザーが 1 つの契約で利用できるデータ領域をいいます。通常は、1 契約につき 1 スペースの利用が可能です。ユーザーが登録、参照するデータは他スペースで利用されることはありません。
- (4) 「サポートサイト」 (<https://kompira.zendesk.com>) とは、本サービスのサポート用のサイトをいいます。
- (5) 「ユーザー」とは、当社との間で本サービスのライセンス契約 (以下、「本契約」といいます。)を締結し、本サービスを利用する者をいいます。
- (6) 「利用者」とは、ユーザーの役員、従業員、職員等 (以下「役員等」といいます。) または顧客や業務受託者等の、ユーザーの指図に基づいて現に本サービスを使用する者をいいます。
- (7) 「リセラー」とは、販売店、代理店、ディストリビューター等名称の如何を問わず、当社の許諾を得てライセンスその他の当社製品、サービスを販売する者をいいます。

第3条 (利用許諾条件)

本サービスの利用許諾は、ユーザーが以下の各号その他本規約の定めを遵守することを条件とします。ユーザーが本規約の条項に同意しない場合、当社は、本サービスのいかなる方法での利用についても許諾しません。不正な手段または本規約に違反する態様により本サービスを利用した場合には、同様とします。

- (1) ユーザーは、本サービスの利用プランで予め定められた人数 (第 10 条によりプラン変更があった場合は、変更後の総人数) を上限として本サービスの利用者を指定し、本条その他の本規約の内容を遵守することを条件として、利用者に本サービスを使用させることができます。利用者の本サービスに関する一切の行為は、ユーザーが行ったものとみなします。
- (2) ユーザーは、前項で指定した利用者以外の者に本サービスを利用させ、またはその利用を許諾することはできません。
- (3) 当社は、ユーザーの同意を得ることなく、第三者に本サービスの利用を許諾することができます。

ご留意: 本サービスには、本契約が終了した時点から、利用を制限する技術が使用されております。ユーザーは当該事項に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第 3 条の 2 (マイクロサービスとしての利用)

- (1) ユーザーは、前条に定める方法のほかに、本サービスを内容に含む製品またはサービス (以下「ユーザーサービス」といいます。) を新たに開発し、これを第三者に販売または提供する方法により、本サービスを利用することができます。本条の利用について、前条(2)の規定は適用されないものとし、ユーザーは、自らが購入した本サービスのメニュー及び数

量 (以下合わせて「プラン」といいます。)の範囲において、自らの顧客にユーザーサービスを販売または提供することができます。

- (2) 当社は、ユーザーサービスの開発、販売または提供に一切関知せず、ユーザーは、ユーザーサービスの開発、販売または提供について生じる一切の責任を負うものとします。なお、この場合において、第 16 条(2)の規定は適用されず、当社は、ユーザー及び第三者に対し一切の法的責任を負いません。
- (3) ユーザーは、ユーザーサービスを販売または提供するときは、本サービスのロゴ及びユーザーサービスに本サービスが内容に含まれている旨をユーザーサービスの本体、マニュアル等において表示するものとします。

第4条 (スペース登録)

- (1) 本サービスは、利用を始める前にスペース登録を行う必要があります。スペース登録は、ユーザーが当社所定の Web 申込画面 (<https://register.cloud.kompira.jp>) に利用するサービスの選択を含む必要な事項を入力の上送信し、当社からスペース登録完了通知をメールで受けることによって完了します。
- (2) 当社は、ユーザーまたはユーザーになろうとする者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、スペース登録の承認拒絶またはスペース登録の取消しを行い、以後一切の本サービスの利用を拒絶することができます。また、これによりユーザーが被った損害に関し、当社は一切の責任を負いません。
 - ① スペース登録の内容に虚偽があった場合
 - ② スペース登録後に内容変更が生じた際にユーザー自身が登録変更を行わなかった場合
 - ③ ユーザーが本規約に違反した場合
 - ④ 通常の範囲での使用以外での特殊なアクセスを行った場合
 - ⑤ 本サービスのネットワークまたはシステム等に対し過剰な負荷をかけた場合
 - ⑥ 不正アクセスやクラッキングに相当する行為を行った場合
 - ⑦ その他本サービスの利用を認めることが不適切な場合

第5条 (本契約の成立)

- (1) ユーザーは、前条のスペース登録とは別に、当社所定の申込書に会社名、部署名、氏名、メールアドレス、電話番号及び住所、スペース ID、本サービスの申込プラン、オプション、その他、障害・アップデート情報連絡先、案件番号 (見積番号)、本サービスの利用開始希望月を記入して、当社またはリセラーへ本契約を申し込むものとします。
- (2) 本契約は、当社がユーザーからの申込みを承諾した時点で成立するものとします。申込書の内容に不備がない限り、当社は、利用開始通知をメールにて送付して、承諾の通知をします。
- (3) ユーザーは、前項の利用開始通知の受領以後、本サービスの利用を開始することができます。なお、当社は、可能な限りユーザーの利用開始希望月に合わせ、申込書受領の翌日から 3 営業日以内を目安として遅滞なく通知をするよう努めますが、申込書到達から 3 営業日以内の利用開始を保証しません。

第6条 (サポート)

- (1) ユーザーは本サービスに関するサポートを、サポートサイトで受けることができます。ただし、本サービスの操作に直接関わりのない質問・相談 (OS、他社製品、ネットワーク設定、ユーザー固有の環境に依存する現象、設計が必要になる場合を含みますが、これに限りません。) についてはサポート対象外とします。

- (2) 利用者へのサポートはユーザーが行うものとします。

第7条 (無償トライアル)

- (1) ユーザーは、スペース登録時に、無償トライアルを選択することで、無償トライアルに申し込むことができるものとします。無償トライアルにおいて、ユーザーは、30日(別途当社がトライアル期間を定めている場合にはその日時まで)の間、本サービスは無償で使用することができます(以下「無償トライアル契約」といいます。)。なお、第3条の2のみの利用の場合は、無償トライアルを申し込むことはできません。
- (2) 無償トライアル契約には、次条から第10条まで、第16条2項、第20条1項1号の規定を除き、本規約の規定が準用されるものとします。
- (3) 無償トライアル契約は、以下の各号に定める事由が生じたときは、当然に終了するものとします。
- ① 無償トライアルの利用開始日から起算して30日を経過したとき
 - ② 本契約が成立したとき
- (4) 無償トライアルは、1法人につき1回までの利用とし、ユーザーは、別途当社が認める場合を除き、再度無償トライアルを申し込むことはできません。
- (5) ユーザーは、無償トライアル契約終了後30日後の応当日の23時59分までの間に限り、無償トライアルのデータを引き継いで本契約を締結することができます。
- (6) 無償トライアルは、本サービスを利用したことのない者に対する販売促進等を目的とするものであり、本サービスの利用につきユーザーに対して利用料金の減額その他の特典を付与するものではありません。ユーザーは、本契約の成立後、無償トライアルを利用しなかったこと、無償トライアル契約が終了したこと等を理由として、利用料金の減額等の本契約の内容の変更、契約の解除、その他本契約に関する異議申述を行うことはできません。

第8条 (利用料金)

- (1) 本サービスの利用料金は、契約期間中の本サービスのライセンス及び第6条のサポート内容の対価とし、利用料金の額は、当社またはリセラーが別途指定する料金プランに従い算定するものとします。
- (2) 当社は、第5条第(2)項により本契約が成立した月の末日をもって、本サービスの契約期間中の利用料金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を請求します。ユーザーは、請求を受けた月の翌末日までに、一括して当社指定の銀行口座へ現金にて振り込む方法により支払うものとし、振込手数料はユーザーの負担とします。ユーザーがリセラーから本サービスを購入する場合、リセラーが発行する請求書の定めに従うものとします。
- (3) 本サービスの料金プランにおいて、従量課金または従量型の超過料金に関する定めがある場合、これらに係る利用料金(以下「従量料金」といいます。)について前項前段の規定は適用されず、当社は、当月分の従量料金額を毎月末締めで集計し、翌5営業日以内に、その集計額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を請求します。ユーザーは、請求を受けた月の末日までに前項後段と同様の方法によりこれを当社に支払うものとし、振込手数料についても前項後段と同様とします。ただし、当社とユーザーまたはリセラーとの間でこれと異なる定めをした場合は、この限りではありません。
- (4) ユーザーは、利用料金その他の金銭債務の履行を怠った場合、これに対する支払期日の翌日から支払済まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- (5) ユーザーから支払われた利用料金その他本サービスに関する一切の費用は理由を問わず返還しません。
- (6) 第1項の料金プランは、事前の告知なく改定される場合があります。ただし、改定後の料金プランは、改定後最初の契約更新時または第10条の料金プランの変更時に適用されるものとします。

第9条 (契約期間)

- (1) 本契約の契約期間は、本契約の成立した月から翌年の応当日の前月までの1年間とします(本契約の成立日にかかわらず、成立月を1か月とみなし、満了日は満了月の末日とします)。ユーザーは、契約期間中に本契約を解約することはできません。
- (2) 契約期間満了日の1か月前までにユーザーから書面による契約内容の変更、または解約の申し出がない限り、本契約は契約期間満了日の翌日から起算してさらに1年間自動的に同一条件で更新されるものとします、以後も同様とします。

第10条 (プランの変更)

- (1) ユーザーは、契約期間中に本サービスを追加またはアップグレードする内容のプラン変更を希望するときは、変更申込書を当社またはリセラーに提出して申し出るものとします。
- (2) プラン変更は、当社が変更申込みを承諾することで効力を生じるものとし、変更申込書の内容に不備がない限り、当社は、変更プラン適用通知をメールにて送付して、承諾の通知をします。なお、プラン変更後の利用料金は、以後の契約期間に応じて月割(1か月に満たない日数は1か月とみなします)で精算するものとし、その精算方法については第8条の定めが準用されるものとします。
- (3) ユーザーは、前項の通知の受領以後、プラン変更後の本サービスの利用を開始することができます。なお、当社は、可能な限りユーザーの変更希望月に合わせ、変更申込書受領の翌日から3営業日以内を目安として遅滞なく通知をするよう努めますが、変更申込書到達から3営業日以内の利用開始を保証しません。
- (4) ユーザーは、契約更新時を除き、減少またはダウングレードする内容のプラン変更はできないものとします。

第11条 (譲渡の禁止)

ユーザーは、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡、貸与、リース、名義変更または担保に供してはなりません。ただし、事業譲渡、合併等の事情による場合はこの限りではありません。この場合、ユーザーは速やかに当社にその旨を通知し、それを証する書類を添えて、届け出るものとします。

第12条 (知的財産権)

- (1) 本サービスの全てのコンテンツ(意匠、テキスト、ソフトウェア、コンフィギュレーション、グラフィックス、マニュアル、その他のファイルを含みますが、これらに限定されません。)並びに **Kompira cloud** 及び **Kompira** のロゴに関する著作権及びこれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、全て当社に帰属し、ユーザーは当社の許諾なくこれを複製、利用することはできません。
- (2) 本サービスを利用してアクセスされるコンテンツについての権限及び著作権、特許権その他の知的財産権は、各コンテンツ所有者に帰属し、著作権法、特許法、その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本規約はそのようなコンテンツの利用権を許諾するものではありません。
- (3) ユーザーは、本規約に記載のない方法で本サービスを利用、複製、公衆送信または当社の文書による許諾なくモニタ画像を表示しもしくはプリンタへ出力した物の複製物を利用して出版、Web サイト及び SNS への公開等を行うことはできません。
- (4) 当社は、当社とユーザーの間において、本サービスを利用するためにユーザーに明示的に付与される権利を除き、本サービス並びに本サービスの提供のために当社が別途提供する全てのハードウェア、ソフトウェア及びその他の品目に関する全ての権利、権原及び権益(これらについての全ての知的財産権を含みます)を所有し、留保します。本契約によって、本サービスに関連する財産権のいかなる権原または所有権も、ユーザーに移転されません。
- (5) ユーザーが、本サービス(本サービスの修正、改善、改良その他の変更を含みます。ただし、これらに限定されません。)に関して、当社にコメント、提案及び提言を提供した場合(以下、これらを「フィードバック」と総称します。)、ユーザーは、当社に対し、当該フィードバックにつき無償かつ無期限の利用を許諾したものとします。

第13条 (保証の否認)

- (1) 当社は、本サービス及びユーザーが本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性その他一切の事項(ユーザーが期待する機能、商品性、特定の目的に対する適合性、応答の的確性、利用結果、瑕疵の不存在についての黙示の保証、義務または条件を含みますが、これらに限定されません。)について一切保証しません。
- (2) 当社は、前項の場合を除き、本サービスに瑕疵が発見された場合、ユーザーに対し瑕疵のある旨を通知するとともに、瑕疵のない本サービスを提供、または当該箇所の瑕疵を補修すべく努めますが、その実現を保証するものではありません。この場合において、ユーザーは、当社の責めに帰すべき事由の有無及び程度にかかわらず、当社に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び本契約の解除をすることはできません。
- (3) 第6条のサポートについて、当社は、本サービスの利用に関しユーザーに生じた問題の解決に向けて最善の努力を行いますが、これにより問題解決を保証し、または問題に関連して発生した損害に対して補償を約束するものではありません。

第14条 (ユーザーの責任)

- (1) ユーザーは、自らの責任において、スペース登録時のメールアドレス (以下「登録メールアドレス」といいます。)、スペースID、パスワード (以下これらを総称して「登録メールアドレス等」といいます。)を管理・保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。
- (2) 本サービスを利用した行為は、登録メールアドレス等の一致が確認される限り、全てユーザーが行ったものとみなします。ユーザーの意図しない不正なログインによりユーザーに損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。
- (3) 万が一ユーザーが登録メールアドレス等を不正に使用された場合、直ちにその旨を当社へ通知し、当社からの指示に従うものとします。
- (4) 当社が本サービスの利用または促進のためにアプリケーション等を提供する場合を除き、本サービスの利用に必要なインターネット接続のための機器、ソフトウェア、通信手段等は、全てユーザーが自らの責任と費用において準備、設置、操作するものとし、当該機器、ソフトウェア、通信手段等の不具合により本サービスが利用できない等の事態が生じた場合であっても、当社は一切これに関する責任を負いません。
- (5) 当社は、登録メールアドレス宛に本サービスの障害情報、メンテナンス情報本契約の有効期間等の連絡を行います。ユーザーは、当社からのメールを受信できるよう登録メールアドレスを維持管理し、何らかの理由で受信ができなくなった場合には、速やかに登録メールアドレスの変更その他適切な対応を行うものとします。ユーザーが当該対応を怠ったことにより、ユーザーが不利益を被ったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
- (6) ユーザーは、本規約に違反することにより、本サービスの利用に関して故意または過失により当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
- (7) 本サービスの利用に関し、ユーザーと第三者との間で紛争が生じた場合、ユーザーは自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、当社が直接請求を受ける等して当該第三者または当該紛争への対応を要したときは、ユーザーはこれにより当社に生じた一切の費用 (リセラーに生じた損害等の当社による補償、弁護士報酬等専門家の依頼に要した費用等を含みます。)を当社に対して補償するものとします。

第15条 (禁止事項)

- (1) ユーザーは、本サービスの利用に関し以下に該当またはその恐れがある行為を行ってはなりません。
 - ① 当社または第三者の知的財産権、プライバシーその他の権利を侵害する行為
 - ② 詐欺、脅迫、不当な勧誘その他犯罪に関しまたは法令に違反する行為
 - ③ 本サービスを改変し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等本サービスのソースコードを解析する行為
 - ④ 当社及び他人のコンピューターに対して不正な操作を行う行為
 - ⑤ 迷惑行為、嫌がらせ行為、誹謗中傷行為、その他第三者に精神的・経済的損害を与える行為
 - ⑥ 当社の許諾なく本サービスを本サービス利用以外の目的で利用する行為その他本規約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
 - ⑦ その他本規約の定めに戻しまたは当社が不適切と判断する行為
- (2) ユーザーは、ユーザーサービスを販売または提供するときは、その相手方となる第三者に対し、前項と同等の義務を課すものとします。
- (3) ユーザーが本条第一項のいずれかに違反またはユーザーサービスの販売もしくは提供を受けた第三者が前項の義務に違反したと当社が判断した場合、当社は、ユーザーに対し、本サービスの提供を停止することができます。また、当社は、ユーザーに対し、かかるユーザーの行為により当社が被った損害の賠償及び一切の費用 (リセラーに生じた損害等の当社による補償、弁護士報酬等専門家への依頼に要した費用等を含みます。)の補償を請求することができます。

第16条 (免責)

- (1) 当社は、法律上の請求の原因の種類を問わず、本サービスの利用、その他本規約に規定する事項に関して生じた損害 (以下の各号に定めるものを含みますが、これに限りません。)につき、一切責任を負わないものとします。本サービスの瑕疵に起因してユーザーまたは第三者が被った損害についても、同様とします。
 - ① 第24条の定めによる本サービスの内容の変更、追加、削除により発生した損害

- ② 本サービスの提供にあたり用いられている当社の設備などへの第三者による不正アクセスもしくはアタック、コンピューターウイルスの侵入または通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して生じた損害
 - ③ 本サービスの提供にあたり用いられている当社の設備のうち当社が製造したものではないハードウェア、ソフトウェアまたはデータベースに起因して生じた損害
 - ④ 前二号のほか第三者の行為に起因して生じた損害
- (2) 前項にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合、当社は、ユーザーに現実発生した直接かつ通常の損害に限り責任を負うものとし、ユーザーが本サービスの利用 (本サービスに付随するオプションサービス、その他の保守サービスは含みません。)のために支払った1か月分の利用料金に相当する額を上限として、その損害を賠償します。ただし、ユーザーが利用料金を支払う前までに損害が発生した場合は、料金プランのうち最もグレードの低い利用料金の1か月分に相当する額を上限とします。

第17条 (秘密保持)

- (1) 当社及びユーザーは、本サービスに関連して相手方より秘密である旨明示されて開示、提供された一切の情報を秘密情報として取扱い、相手方の事前の同意なく、本サービスの提供または利用以外の目的に使用してはならず、第三者に開示、漏洩、または複製してはならないものとします。
 - ① 開示のとき既に公知であった情報
 - ② 開示のとき既に受領者が保有していた情報
 - ③ 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
 - ④ 受領者が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - ⑤ 秘密情報を利用することなく、受領者が独自に開発した情報
- (2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報に当たらないものとします。
 - ① 開示のとき既に公知であった情報
 - ② 開示のとき既に受領者が保有していた情報
 - ③ 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
 - ④ 受領者が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - ⑤ 秘密情報を利用することなく、受領者が独自に開発した情報
- (3) 当社及びユーザーは、第1項の規定にかかわらず、法令によりまたは裁判所の判決もしくは行政機関の命令により開示を求められた情報については必要な範囲でこれを開示することができるものとします。
- (4) 受領者は、相手方から求められた場合、いつでも遅滞なく開示者の指示に従って、指示を受けた全ての秘密情報を返却または廃棄、消去しなければなりません。
- (5) 本条は、本契約の終了後も5年間有効とします。

第18条 (情報の収集と取扱い)

- (1) 当社は、ユーザーが本サービスに向けて送信する情報 (以下「送信情報」)を、以下の目的の範囲内で収集、蓄積、利用します。取得した情報の取扱いは、プライバシーポリシー (<https://www.fixpoint.co.jp/privacy/>)によるものとし、当社の関係諸規則及び本規約に則り、適切に扱います。ユーザーは当社が当該情報を取扱うことについて同意するものとします。
 - ① 本サービスの提供・運営のため
 - ② ユーザーインターフェースの改良等、本サービス全体の品質維持・改善、利便性向上のため
 - ③ 本サービスの利用状況や属性等に応じた新たなサービス開発のため
 - ④ ユーザーを特定できないよう加工または統計データ化したうえで、本サービスの分析及び販売、広告または宣伝に使用するため
 - ⑤ 緊急メンテナンス等の技術的な事情による監査を行うため
- (2) 当社は、以下の場合を除き、ユーザーの送信情報を第三者に提供または開示しません。
 - ① ユーザーの同意がある場合
 - ② 法令によりユーザーの同意を要しないとされる場合
 - ③ 法令上の規定に基づき公的機関から開示を求められた場合
- (3) ユーザーは、本サービスが本質的に情報の喪失・破損等の危険が内在するサービスであることを理解したうえで、自らの判断と責任で本サービスを利用し、これにより得られた情報 (以下「取得情報」)を利用、管理するものとし、当社は、本条に定めのあるものを除き、ユーザーに対し、送信情報及び取得情報の保存について、何らの義務を負いません。

第19条 (サービスの一時停止)

- (1) 当社は、プラン上で予め定められている場合のほか、以下の理由により、ユーザーへの通知または同意を得ることなく本サービスの提供を一時停止または中断することがあります。これによりユーザーまたは第三者に不利益または損害が発生した場合であっても、当社は一切その責任を負いません。

- ① 当社の使用する設備やシステム等の障害対応、保守、点検、修理及びメンテナンス等を行う場合
 - ② 本サービスのメンテナンス作業を行う場合（定期的なものを除きます。）
 - ③ 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ④ 地震、噴火、洪水、津波、台風、大雪等の天変地異により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑤ 戦争、動乱、暴動、騒乱、テロ、労働争議、行政措置等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ⑥ その他、運用上または技術上、当社が、本サービスの提供の一時的な停止を必要と判断した場合
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をしまは暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を棄損しまたは相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (4) 前2項により契約を解除した場合、解除した当事者は、これにより相手方に損害が発生しても、当該損害につき一切責任を負わず、これにより解除した当事者に損害が発生したときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第24条（規約及びサービス内容の変更）

- (1) 当社は、当社が必要と認める場合、法令に適合する範囲・手続の下、ユーザーの同意を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- (2) 本規約を変更した場合、当社は速やかに本サービスのWeb サイトへ掲載するものとし、変更後の本規約は、Web サイトへ掲載された時点で効力を生じるものとします。
- (3) 本サービスの内容は、将来予告なく変更、追加、削除することがあります。

第25条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じたときは、当社及びユーザーは信義誠実の原則に従い、協議するものとします。

第26条（準拠法及び管轄）

本規約は、日本国法に準拠し、本規約に関連または起因して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（附則）

- ・2018年3月5日 Ver1.0 施行
- ・2018年10月1日 Ver2.0 施行
- ・2018年11月19日 Ver2.1 施行
- ・2019年3月20日 Ver2.2 施行
- ・2019年8月16日 Ver3.0 施行
- ・2020年4月27日 Ver4.0 施行
- ・2021年2月20日 Ver5.0 施行
- ・2021年6月10日 Ver6.0 施行
- ・2022年2月1日 Ver6.1 施行
- ・2022年3月1日 Ver7.0 施行
- ・2023年5月31日 Ver8.0 施行

第20条（利用停止・当社による解除）

- (1) 当社は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当した場合、ユーザーに事前に通知もしくは催告することなく、ユーザーの本サービスの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - ① 支払期日を経過しても、利用料金を支払わないとき
 - ② 本規約または第1条第3項の利用規約の条項に違反したとき
 - ③ 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったときまたは清算に入ったとき
 - ④ 監督官庁から事業の取消・停止処分を受けたときまたは転業しようとしたとき
 - ⑤ 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態により本サービスを利用したとき
 - ⑥ 当社または第三者の財産権（著作権等の知的財産権を含みます。）、プライバシー権、名誉権その他の権利を侵害したとき
 - ⑦ 当社がユーザーに対し、ユーザーの行為について不当であると判断して中止を求めたにもかかわらず、ユーザーがこれに応じなかったとき
- (2) ユーザーが前項各号のいずれかに該当する場合、ユーザーは当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失します。
- (3) 本規約等に基づく本契約の解約または解除は、当社による損害賠償請求及び費用請求を妨げないものとします。

第21条（ユーザーによる解除）

ユーザーは、本サービスを利用できない期間または当社による第6条のサポートを受けられない期間が連続して3か月を超える場合に限り、本契約を解除することができます。ただし、その原因がユーザーの責めに帰すべき事由にある場合は解除をすることができません。

第22条（本契約終了後の本サービスの取扱い）

本契約が終了した場合、ユーザーはいかなる理由においても本サービスを利用することはできません。この場合においてユーザーは、当社の指示に従い、自己の占有または管理下にある本サービスを全て速やかに破棄及び消去し、第三者に対するユーザーサービスの販売及び提供を直ちに終了するものとします。

第23条（反社会的勢力の排除）

- (1) 当社及びユーザーは、現在及び将来にわたって、自ら及びその役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団員等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明します。
- (2) 当社及びユーザーは、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告を要せず、本契約を解除することができます。
 - ① 前項の表明に反したとき
 - ② 反社会的勢力が経営を支配しまたは経営に実質的に関与しているとき
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える等反社会的勢力を利用しているとき
 - ④ 反社会的勢力に対し資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしているとき
 - ⑤ その他、役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (3) 当社及びユーザーは、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合、催告を要せず、本契約を解除することができます。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

Kompira Enterprise ライセンス利用規約

本製品を利用される前に、必ず以下の Kompira Enterprise ライセンス利用規約をよくお読みください。

対象製品:本規約は以下の対象製品に適用されます。

- ・ Kompira Enterprise

第1条 (目的)

- (1) Kompira Enterprise ライセンス利用規約 (以下「本規約」といいます。)は、株式会社フィックスポイント (以下「当社」といいます。)が提供する本製品における利用条件を定めるものです。ユーザーは、Kompira Enterprise をダウンロードまたはインストールした時点で、本規約に同意したものとみなします。
- (2) 本製品内には、本規約以外にマニュアル、ヘルプ、各種ガイドラインにおいて、本製品の利用方法や注意書きが提示されていることがあります。これらも本規約の一部を構成するものですので、合わせてお読みください。
- (3) 本製品の利用またはその促進のために提供するアプリケーション等に関しては、本規約と合わせ、それぞれのアプリケーションの利用規約が適用されます。

第2条 (定義)

- (1) 「本製品」とは、当社が提供するソフトウェア製品 Kompira Enterprise 及びこれに関連する資料一式の総称をいい、マニュアル、ヘルプ、各種ガイドライン、アップデート、Kompira Enterprise に付属して提供されるアドオン、コンポーネント、Web サービス、追加機能及びそれらに付属する関連資料を含むものとします。
- (2) 「ライセンス」とは、契約期間中、本製品をユーザーが利用 (本件特許発明の通常実施権に基づく実施を含みます。以下同じ。)できる権利をいいます。
- (3) 「本件特許発明」とは、本製品に組み込まれている、当社所定の特許第 5324697 号の特許権に係る発明「運用自動化システム、運用自動化方法及び運用自動化プログラム」をいいます。
- (4) 「ジョブフロー」とは、運用業務における手順を記述したシナリオであり、Kompira Enterprise 上で動作する運用自動化の実行プログラムをいいます。Kompira Enterprise は、本製品のライセンスに加え、ジョブフローを個別に作成することで自動化の実現を可能にします。ジョブフローはユーザー自身、またはユーザーから依頼があった場合には当社、もしくはユーザーがリセラーに依頼をした場合はリセラーが開発するもので、本製品には含まれないプログラムをいいます。
- (5) 「サポートサイト」(<https://kompira.zendesk.com>)とは、本製品のサポート用のサイトをいいます。
- (6) 「ユーザー」とは、当社との間で本製品のライセンス契約 (以下、「本規約」といいます。)を締結し、本製品を利用する者をいいます。
- (7) 「利用者」とは、ユーザーの役員、従業員、職員等 (以下「役員等」といいます。)または顧客や業務受託者等の、ユーザーの指図に基づいて現に本製品を使用する者をいいます。
- (8) 「リセラー」とは、販売店、代理店、ディストリビューター等名称の如何を問わず、当社の許諾を得てライセンスその他の当社製品、サービスを販売する者をいいます。

第3条 (利用許諾条件)

本製品の利用許諾は、ユーザーが以下の各号その他本規約の定めを遵守することを条件とします。ユーザーが本規約の条項に同意しない場合、当社は、本製品のダウンロード、インストールその他いかなる方法での利用についても許諾しません。不正な手段または本規約に違反する態様により本製品を利用した場合についても同様とします。

- (1) ユーザーは管理 IP アドレス数に対応したライセンスを取得するものとします。
- (2) ユーザーは当社指定の動作環境条件を満たすコンピューターへ所定のプログラムをインストールし、当社が発行したライセンスファイルを適用して本製品の利用を開始するものとし、当該コンピューターに限り本製品を利用することができます。
- (3) ユーザーは、本条その他の本規約の内容を遵守することを条件として、利用者に、前項のコンピューターにインストールした本製品を使用させることができます。利用者の本製品に関する一切の行為は、ユーザーが行ったものとみなします。
- (4) 当社は、ユーザーの同意を得ることなく、第三者に本製品の利用を許諾することができます。

ご留意:本製品には、本契約が終了した時点から、実行を制限する技術が使用されております。ユーザーは当該事項に同意のうえ、本製品を利用するものとします。

第3条の2 (マイクロサービスとしての利用)

- (1) ユーザーは、前条に定める方法のほかに、本製品を内容に含む製品またはサービス (以下「ユーザー製品」といいます。)を新たに開発し、これを第三者に販売または提供する方法により、本製品を利用することができます。本条の利用について、前条(2)の規定は適用されないものとし、ユーザーは、自らが購入した本製品の管理 IP アドレス数及びライセンス数量 (以下合わせて「プラン」といいます。)の範囲において、自らの顧客にユーザー製品を販売または提供することができます。
- (2) 当社は、ユーザー製品の開発、販売または提供に一切関知せず、ユーザーは、ユーザー製品の開発、販売または提供について生じる一切の責任を負うものとします。なお、この場合において、第15条(2)の規定は適用されず、当社は、ユーザー及び第三者に対し一切の法的責任を負いません。
- (3) ユーザーは、ユーザー製品を販売または提供するときは、本製品のロゴ及びユーザー製品に本製品が使用されている旨をユーザー製品の本体、マニュアル等において表示するものとします。

第4条 (本契約の成立)

- (1) ユーザーは、当社所定の申込書に会社名、部署名、氏名、メールアドレス、電話番号及び住所、本製品のプラン及び数量、オプション・その他、ハードウェア ID、案件番号 (見積番号)、本製品の利用開始希望月を記入して、当社またはリセラーへ本契約を申し込むものとします。
- (2) 本契約は、当社がユーザーからの申込みを承諾した時点で成立するものとします。申込書の内容に不備がない限り、当社は、ライセンスファイル及びライセンス証書をメールにて送付して、承諾の通知をします。
- (3) ユーザーは、前項の通知の受領以後、本製品の利用を開始することができます。なお、当社は、可能な限りユーザーの利用開始希望月に合わせ、申込書受領の翌日から3営業日以内を目安として遅滞なく通知をするよう努めますが、申込書到達から3営業日以内の利用開始を保証しません。

第5条 (サポート)

- (1) 当社は、本製品のプログラム等の修正が必要であると判断した場合には、修正した最新のバージョンをその都度提供し、提供情報は、当社のサポートサイト及び Web サイトにて通知します。
- (2) ユーザーは本製品に関するサポートを、サポートサイトで受けることができます。ただし、本製品の操作に直接関わりのない質問・相談 (OS、他社製品、ネットワーク設定、ユーザー固有の環境に依存する現象、設計が必要になる場合を含みますが、これに限りません。)についてはサポート対象外とします。
- (3) 利用者へのサポートはユーザーが行うものとします。

第6条 (評価版ライセンス)

- (1) ユーザーは、第3条の2の場合を除き、当社に評価版ライセンスを申し込むことができます。評価版ライセンスは、管理 IP 数 100、ジョブフロー数 100 の制限をかけて提供し、30日間 (別途当社が期間を定めた場合はその末日まで) 無償で本製品を利用することができます。
- (2) 評価版ライセンス契約には、次条から第9条まで、第15条2項、第17条1項1号の規定を除き、本規約の規定が準用されるものとします。
- (3) 評価版ライセンス契約は、評価版ライセンス利用開始日から起算して30日を経過したときに、当然に終了するものとします。
- (4) 評価版ライセンスは、1法人につき1回までの利用とし、別途当社が認める場合を除き、再度評価版ライセンスを申し込むことはできません。
- (5) 評価版ライセンスは、本製品を利用したことのない者に対する販売促進等を目的とするものであり、本製品の利用につきユーザーに対して利用料金の減額その他の特典を付与するものではありません。ユーザーは、本契約の成立後、評

価値ライセンスを利用しなかったこと、評価版ライセンス契約が終了したこと等を理由として、利用料金の減額等の本契約の内容の変更、契約の解除、その他本契約に関する異議申述を行うことはできません。

第7条 (利用料金)

- (1) 本製品の利用料金は、契約期間中の本製品のライセンス及び第5条のサポート内容の対価とし、利用料金の額は、当社またはリセラーが別途指定する料金プランに従い算定するものとします。
- (2) 当社は、ユーザーが申込書に記載した本製品の利用開始日の属する月の末日をもって、本製品の契約期間中の利用料金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を請求します。ユーザーは、請求を受けた月の翌月末日までに、一括して当社指定の銀行口座へ現金にて振り込む方法により支払うものとし、振込手数料はユーザーの負担とします。ユーザーがリセラーから本製品を購入する場合、リセラーが発行する請求書の定めに従うものとします。
- (3) ユーザーは、利用料金その他の金銭債務の履行を怠った場合、これに対する支払期日の翌日から支払済まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- (4) ユーザーから支払われた利用料金その他本製品に関する一切の費用は理由を問わず返還しません。
- (5) 第1項の料金プランは、事前の告知なく改定される場合があります。ユーザーは改定後の料金プランに異議を述べないものとします。ただし、改定後の料金プランは、改定後最初の契約更新時または第9条の料金プランの変更時に適用されるものとします。

第8条 (契約期間)

- (1) 本契約の契約期間は、本契約の成立した月から翌年の応当月の前月までの1年間とします(本契約の成立日にかかわらず、成立月を1か月とみなし、満了日は満了月の末日とします)。ユーザーは、契約期間中に本契約を解約することはできません。
- (2) 契約期間満了日の1か月前までにユーザーから書面による契約内容の変更、または解約の申し出がない限り、本契約は契約期間満了日の翌日から起算してさらに1年間自動的に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- (3) 当社は、前項の自動更新が確定次第、次年度のライセンスファイルを発行します。ユーザーは、自ら次年度ライセンスの適用を実施して、本製品の利用を継続します。

第9条 (プランの変更)

- (1) ユーザーは、契約期間中に本製品を追加またはアップグレードする内容のプラン変更を希望するときは、変更申込書を当社またはリセラーに提出して申し出るものとします。
- (2) プラン変更は、当社が変更申込みを承諾することで効力を生じるものとします。変更申込書の内容に不備がない限り、当社は、変更後のライセンスファイル及びライセンス証書を発行し、メールにて送付して、承諾の通知をします。なお、プラン変更後の利用料金は、以後の契約期間に応じて月割(1か月に満たない日数は1か月とみなします)で精算するものとし、その精算方法については第7条の定めが適用されるものとします。
- (3) ユーザーは、前項の通知の受領以後、プラン変更後の本製品の利用を開始することができます。なお、当社は、可能な限りユーザーの変更希望月に合わせ、変更申込書受領の翌日から3営業日以内を目安として遅滞なく通知をするよう努めますが、変更申込書到達から3営業日以内の利用開始を保証しません。
- (4) ユーザーは、契約更新時を除き、減少またはダウングレードする内容のプラン変更はできないものとします。

第10条 (譲渡の禁止)

ユーザーは、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡、貸与、リース、名義変更または担保に供してはなりません。ただし、事業譲渡、合併等の事情による場合はこの限りではありません。この場合、ユーザーは速やかに当社にその旨を通知し、それを証する書類を添えて、届けるものとします。

第11条 (知的財産権)

- (1) 本製品の全てのコンテンツ(意匠、テキスト、ソフトウェア、コンフィギュレーション、グラフィックス、マニュアル、その他のファイルを含みますがこれらに限定されません。)並びにKompira Enterprise及びKompiraのロゴに関する著作権、特許権及びこれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、全て当社に帰属し、ユーザーは当社の許諾なくこれを複製、利用することはできません。
- (2) 本製品を利用してアクセスされるコンテンツについての権限及び著作権、特許権その他の知的財産権は、各コ

ンテンツ所有者に帰属し、著作権法、特許法、その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本規約はそのようなコンテンツの利用権を許諾するものではありません。

- (3) ユーザーは、本規約に記載のない方法で本製品を利用、複製、公衆送信または当社の文書による許諾なくモニタ画像を表示しもしくはプリンタへ出力した物の複製物を利用して出版、Webサイト及びSNSへの公開等を行うことはできません。
- (4) ジョブフローに係る著作権、特許権その他の知的財産権は作成を行った者が属する当事者に帰属するものとします。
- (5) ユーザーが、本製品(本製品の修正、改善、改良その他の変更を含みます。ただし、これらに限定されません。)に関して、当社にコメント、提案及び提言を提供した場合(以下、これらを「フィードバック」と総称します。)、ユーザーは、当社に対し、当該フィードバックにつき無償かつ無期限の利用を許諾したものとします。

第12条 (保証の否認)

- (1) 当社は、本製品及びユーザーが本製品を通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性その他一切の事項(ユーザーが期待する機能、商品性、特定の目的に対する適合性、応答的的確性、利用結果、瑕疵の不存在についての黙示の保証、義務または条件を含みますが、これらに限定されません。)について一切保証しません。
- (2) 当社は、前項の場合を除き、本製品に瑕疵が発見された場合、ユーザーに対し瑕疵のある旨を通知するとともに、瑕疵のない本製品を提供、または当該箇所の瑕疵を補修すべく努めますが、その実現を保証するものではありません。この場合において、ユーザーは、当社の責めに帰すべき事由の有無及び程度にかかわらず、当社に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び本契約の解除をすることはできません。
- (3) 第5条のサポートについて、当社は、本製品の利用に関しユーザーに生じた問題の解決に向けて最善の努力を行います。これにより問題解決を保証し、または問題に関連して発生した損害に対して補償を約束するものではありません。

第13条 (ユーザーの責任)

- (1) 本製品の利用のために必要なインターネット接続のための機器、ソフトウェア、通信手段等は全てユーザーが自らの責任と費用において、準備、設置、操作するものとし、当該機器、ソフトウェア、通信手段等の不具合により本製品が利用できない等の事態が生じた場合であっても、当社は一切これに関する責任を負いません。
- (2) 当社は、申込書に記載されたユーザーのメールアドレス宛に本契約の有効期間等の連絡を行います。ユーザーは、当社からのメールを受信できるよう、メールアドレスを維持管理し、何らかの理由で受信ができなくなった場合には、速やかにメールアドレスの変更その他適切な対応を行うものとします。ユーザーが当該対応を怠ったことにより、ユーザーが不利益を被ったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
- (3) ユーザーは、本規約に違反することにより、本製品の利用に関して故意または過失により当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
- (4) 本製品の利用に関し、ユーザーと第三者との間で紛争が生じた場合、ユーザーは自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、当社が直接請求を受ける等して当該第三者または当該紛争への対応を要したときは、ユーザーはこれにより当社に生じた一切の費用(リセラーに生じた損害等の当社による補償、弁護士報酬等専門家の依頼に要した費用等を含みます。)を当社に対して補償するものとします。

第14条 (遵守事項)

- (1) ユーザーは本製品を改変またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等のソースコード解析作業に供してはなりません。ユーザーの改変等に起因して本製品に何らかの障害が生じた場合、これによりユーザーに損害が発生しても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。
- (2) ユーザーは、本製品の利用にあたり、著作権、特許権等の知的財産権その他の当社または第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとします。
- (3) ユーザーは、ユーザー製品を販売または提供するときは、その相手方となる第三者に対し、前二項と同等の義務を課すものとし、当該義務の違反により当社に損害が生じたときは、当社に対し、当該第三者と連帯してこれを賠償しなければなりません。
- (4) ユーザーは本製品の利用者に対して、本規約の内容を遵守するよう指導する義務を負います。
- (5) ユーザーは、自己の責任においてセキュリティ対策を行うものとします。

- (6) 当社は、必要と判断した場合、ユーザーの同意を得ることなく、本製品の内容を変更することができます。本製品の内容の変更または追加により、ユーザーに損害が発生した場合であっても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。

第15条（免責）

- (1) 当社は、法律上の請求の原因の種類を問わず、本製品の利用、その他本規約に規定する事項に関して生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。本製品の瑕疵に起因してユーザーまたは第三者が被った損害についても、同様とします。
- (2) 前項にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合、当社は、ユーザーに現実発生した直接かつ通常の損害に限り責任を負うものとし、当該損害の発生原因となる事由が生じた日が属する月の末日を起算日として過去 1 年間にユーザーが本製品（本製品に付随するオプションサービス、その他の保守サービスは含みません。）の利用のために支払った利用料金に相当する額を上限として、その損害を賠償します。ただし、損害発生時までにユーザーが 1 年分の利用料金の全額を支払っていない場合は、ユーザーが実際に支払った利用料金の額を上限とし、ユーザーが利用料金を支払う前までに損害が発生した場合は、料金プランのうち最も安価な利用料金の 1 か月分に相当する額を上限とします。

第16条（秘密保持）

- (1) 当社及びユーザーは、本製品に関連して相手方より秘密である旨明示されて開示、提供された一切の情報を秘密情報として取扱い、相手方の事前の同意なく、本製品の提供または利用以外の目的に使用してはならず、第三者に開示、漏洩、または複製してはならないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報に当たらないものとします。
- ① 開示のとき既に公知であった情報
 - ② 開示のとき既に受領者が保有していた情報
 - ③ 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
 - ④ 受領者が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - ⑤ 秘密情報を利用することなく、受領者が独自に開発した情報
- (3) 当社及びユーザーは、第 1 項の規定にかかわらず、法令によりまたは裁判所の判決もしくは行政機関の命令により開示を求められた情報については必要な範囲でこれを開示することができるものとします。
- (4) 受領者は、相手方から求められた場合、いつでも遅滞なく開示者の指示に従って、指示を受けた全ての秘密情報を返却または廃棄、消去しなければなりません。
- (5) 本条は、本契約の終了後も 5 年間有効とします。

第17条（利用停止・当社による解除）

- (1) 当社は、ユーザーが以下の各号のいずれかに該当した場合、ユーザーに事前に通知もしくは催告することなく、ユーザーの本製品の利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
- ① 支払期日を経過しても、利用料金を支払わないとき
 - ② 本規約または第 1 条第 3 項の利用規約の条項に違反したとき
 - ③ 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったときまたは清算に入ったとき
 - ④ 監督官庁から事業の取消・停止処分を受けたときまたは転廃業しようとしたとき
 - ⑤ 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態により本製品を利用したとき
 - ⑥ 当社または第三者の財産権（著作権等の知的財産権を含みます。）、プライバシー権、名誉権その他の権利を侵害したとき
 - ⑦ 当社がユーザーに対し、ユーザーの行為について不当であると判断して中止を求めたにもかかわらず、ユーザーがこれに応じなかったとき
- (2) ユーザーが前項各号のいずれかに該当する場合、ユーザーは当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失します。
- (3) 本規約等に基づく本契約の解約または解除は、当社による損害賠償請求及び費用請求を妨げないものとします。

第18条（ユーザーによる解除）

ユーザーは、本製品を利用できない期間または当社による第 5 条のサポートを受けられない期間のいずれかが連続して 3 か

月を超える場合に限り、本契約を解除することができます。ただし、その原因がユーザーの責めに帰すべき事由にある場合は解除をすることができません。

第19条（本契約終了後の本製品の取扱い）

本契約が終了した場合、ユーザーはいかなる理由においても本製品を利用することはできません。この場合においてユーザーは、当社の指示に従い、自己の占有または管理下にある本製品を全て速やかに破棄及び消去し、第三者に対するユーザー製品の販売及び提供を直ちに終了するものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

- (1) 当社及びユーザーは、現在及び将来にわたって、自ら及びその役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団員等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明します。
- (2) 当社及びユーザーは、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告を要せず、本契約を解除することができます。
- ① 前項の表明に反したとき
 - ② 反社会的勢力が経営を支配したまたは経営に実質的に関与しているとき
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える等反社会的勢力を利用しているとき
 - ④ 反社会的勢力に対し資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしているとき
 - ⑤ その他、役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (3) 当社及びユーザーは、相手方が自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合、催告を要せず、本契約を解除することができます。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をしましまたは暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を棄損しまたは相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (4) 前 2 項により契約を解除した場合、解除した当事者は、これにより相手方に損害が発生しても、当該損害につき一切責任を負わず、これにより解除した当事者に損害が発生したときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第21条（規約の変更）

- (1) 当社は、当社が必要と認める場合、法令に適合する範囲・手続の下、ユーザーの同意を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- (2) 本規約を変更した場合、当社は速やかに本製品の Web サイトへ掲載するものとし、変更後の本規約は、Web サイトへ掲載された時点で効力を生じるものとします。

第22条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じたときは、当社及びユーザーは信義誠実の原則に従い、協議するものとします。

第23条（準拠法及び管轄）

本規約は、日本国法に準拠し、本規約に関連または起因して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（附則）

- ・2013 年 8 月 1 日 Ver1.0 施行
- ・2014 年 6 月 23 日 Ver2.0 施行
- ・2015 年 3 月 13 日 Ver3.0 施行
- ・2015 年 3 月 26 日 Ver4.0 施行
- ・2015 年 10 月 19 日 Ver5.0 施行
- ・2017 年 10 月 25 日 Ver6.0 施行
- ・2018 年 2 月 6 日 Ver6.1 施行
- ・2020 年 3 月 13 日 Ver6.2 施行
- ・2020 年 4 月 27 日 Ver7.0 施行
- ・2021 年 2 月 20 日 Ver8.0 施行
- ・2021 年 6 月 10 日 Ver9.0 施行
- ・2022 年 3 月 1 日 Ver10.0 施行
- ・2023 年 5 月 31 日 Ver11.0 施行

Kompira cloud 関連ソフトウェアライセンス利用規約

本ソフトウェアを利用される前に、必ず以下の Kompira cloud 関連ソフトウェアライセンス利用規約（以下「本規約」といいます。）をよくお読みください。

対象製品:本規約は以下の対象ソフトウェアに適用されます。

- ・Ksocket
- ・Ksbridge
- ・Kroker
- ・Grypto

第1条（目的等）

本規約は、株式会社フィックスポイント（以下「当社」といいます。）が提供する SaaS 型クラウドサービス Kompira cloud（以下「当社サービス」といいます。）に付属する本ソフトウェアの利用条件を定めるものであり、当社サービスに関する当社とユーザーとの契約（以下、「本契約」といいます。）の一部を構成するものです。ユーザーが本ソフトウェアの全部または一部をインストールした時点で、ユーザーは本規約の条項に同意したものとみなします。

第2条（定義）

- (1) 「本ソフトウェア」とは、当社サービスを稼働させまたはその機能を拡張することを目的としたソフトウェア「Ksocket」、「Ksbridge」、「Kroker」及び「Grypto」並びにこれらに関連する資料一式の総称をいい、本ソフトウェアの利用開始後のアップデート、アドオン、コンポーネント、追加機能（以下「アップデート等」といいます。）及びそれらに付属する関連資料を含むものとします。ただし、提供時に別途利用規約が添付されている場合については、その利用規約が優先されるものとします。
- (2) 「ライセンス」とは、当社の利用許諾により、ユーザーが本ソフトウェアを利用できる権利をいいます。

第3条（利用許諾内容）

当社は、ユーザーが以下の内容を含む本規約の定めに従うことを条件として、本ソフトウェアを利用することを許諾します。ユーザーが本規約の条項に同意しない場合、当社は本ソフトウェアのダウンロード、インストールその他いかなる方法での利用についても許諾しません。不正な手段または本規約に違反する態様により本ソフトウェアを利用した場合についても同様とします。

- (1) ユーザーは、当社指定の動作環境条件を満たすコンピュータへ本ソフトウェアをインストールし、当該コンピュータに限り利用することができます。
- (2) ユーザーは、本条その他の本規約の内容を遵守させることを条件として、ユーザーの役員（取締役、執行役またはこれに準じるものをいいます。以下同じ。）、従業員、職員等（以下合わせて「役職員等」といいます。）または顧客や業務受託者等の第三者（以下総称して「利用者」といいます。）に、前項のコンピュータにインストールした本ソフトウェアを使用させることができます。利用者の本ソフトウェアに関する一切の行為は、ユーザーが行ったものとみなします。
- (3) 当社は、ユーザーの同意を得ることなく、第三者に本ソフトウェアの利用を許諾することができます。

第4条（譲渡の禁止）

ユーザーは本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡、貸与、リース、名義変更または担保に供してはなりません。ただし、事業譲渡、合併等の事情による場合はこの限りではありません。この場合、ユーザーは速やかに当社にその旨を通知し、それを証する書類を添えて、届け出るものとします。

第5条（知的財産権）

- (1) 本ソフトウェアの複製物についての権限及び著作権その他の知的財産権は、当社が有するものです。本ソフトウェアを利用してアクセスされるコンテンツについての権限及び著作権その他の知的財産権は、各コンテンツ所有者に帰属し、著作権法その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本規約はそのようなコンテンツの利用権を許諾するものではありません。
- (2) ユーザーが本規約に記載のない方法で本ソフトウェアを利用、複製、公衆送信または当社の文書による許諾

なくモニタ画像を表示しもしくはプリンタへ出力した物の複製物を利用して出版、web サイトへの公開等を行うことはできません。

第6条（遵守事項）

- (1) ユーザーは、本ソフトウェアを、当社サービスの提供を受ける以外の目的で利用してはなりません。
- (2) ユーザーは本ソフトウェアを改変し、またはリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等のソースコード解析作業に供してはなりません。ユーザーの改変等に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、これによりユーザーに損害が発生しても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。
- (3) ユーザーは、本ソフトウェアの利用にあたり、著作権、特許権等の知的財産権その他の第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとし、ユーザーによる本ソフトウェアの利用により第三者との間で当該第三者の権利を侵害し、または侵害する恐れがあるとして紛争等が生じた場合は、ユーザー自身の責任においてこれを解決するものとします。
- (4) ユーザーは利用者に対して、本規約の内容を遵守するよう指導する義務を負います。
- (5) ユーザーは、自己の責任においてセキュリティ対策を行うものとします。

第7条（アップデート等）

当社は、必要と判断した場合、ユーザーの了承を得ることなく、アップデート等により本ソフトウェアの内容を変更することができます。本ソフトウェアの内容の変更または追加により、ユーザーに損害が発生した場合であっても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。

第8条（責任等）

本ソフトウェアに関する当社及びユーザーの相手方当事者に対する保証、損害賠償、費用補償等の有無、範囲、内容等については、本規約に別途定めのあるもののほかは、Kompira cloud 利用規約の定めが準用されるものとします。

第9条（本契約終了後の本ソフトウェアの取扱い）

本契約が終了した場合、ユーザーはいかなる理由においても本ソフトウェアを利用することはできません。この場合において当社の指示があったときは、ユーザーは自己の占有または管理下にある本ソフトウェアを全て速やかに破棄及び消去するものとします。

第10条（規約の変更）

- (1) 当社は、当社が必要と認める場合、法令に適合する範囲・手続の下、ユーザーの同意を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- (2) 本規約を変更した場合、当社は速やかに本ソフトウェアの Web サイトへ掲載するものとし、変更後の本規約は Web サイトに掲載された時点で生じるものとします。

第11条（協議）

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義が生じたときは、当社及びユーザーは信義誠実の原則に従い、協議するものとします。

第12条（附則）

- ・2018年4月2日 Ver1.0 施行
- ・2021年6月10日 Ver2.0 施行
- ・2022年2月1日 Ver2.1 施行
- ・2022年3月1日 Ver3.0 施行
- ・2023年5月31日 Ver4.0 施行

Kompira 保守サポート規約

本サポートを利用される前に、必ず以下の Kompira 保守サポート規約（以下「本規約」といいます。）をお読みください。

対象サービス:本規約は以下のサービスに適用されます。

- ・Kompira 保守サポート

第1条（目的）

本規約は、株式会社フィックスポイント（以下「当社」といいます。）が提供する本サポートの利用条件を定めるものです。ユーザーは、当社所定の申込書を提出した時点で、本規約に同意したものとみなします。

第2条（定義）

- (1) 「本サポート」とは、当社が提供する **Kompira Enterprise**、**Kompira cloud** 及び **Kompira cloud** 関連ソフトウェア（以下これらを総称して「**Kompira シリーズ**」といいます。）の保守サポートをいいます。
- (2) 「ユーザー」とは、当社との間で本サポートの利用契約（以下、「**本契約**」といいます。）を締結し、本サポートを利用する者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、ユーザーの役員、従業員、職員等（以下「**役員等**」といいます。）または顧客や業務受託者等の、ユーザーの指図に基づいて現に本サポートを使用する者をいいます。
- (4) 「リセラー」とは、販売店、代理店、ディストリビューター等名称の如何を問わず、当社の許諾を得てライセンスその他の当社製品、サービスを販売する者をいいます。
- (5) 「**ジョブフロー**」とは、運用業務における手順を記述したシナリオであり、**Kompira Enterprise** 上で動作する運用自動化の実行プログラムをいいます。
- (6) 「**本仕様**」とは、ユーザーから委託を受けて当社が作成したジョブフローの内容、稼働環境、その他のプログラムが充足すべき条件について、別途ユーザー及び当社が書面等で合意した仕様をいいます。
- (7) リセラーが **Kompira シリーズ** のエンドユーザーのためにユーザーとして本契約を締結する場合、第 3 項及び第 6 項、次条第 1 項、第 4 条、第 13 条並びに第 19 条における「ユーザー」は、「**Kompira シリーズ** のエンドユーザー」と読み替えるものとします。

第3条（本サポートの内容）

- (1) 当社は、本サポートとして、利用者からの **Kompira シリーズ** の操作その他の技術的な問合せ、相談に対する回答その他の対応を行います。本サポートは、ジョブフロー（当社がユーザー向けに開発を行ったものに限り、以下同じ。）、スクリプトジョブ及び外部呼出しライブラリの正常な稼働を維持するために、次の各号に定める保守業務を含んでいます。
 - ① ジョブフローの本仕様との不一致、動作不良、その他ジョブフローに生じた不具合の修正
 - ② ジョブフローの不稼働を含む稼働不良に対する原因調査
 - ③ 問い合わせ・調査依頼への対応
 - ④ ジョブフローのソース、スクリプトジョブ、オブジェクト、各種ライブラリ管理その他必要なドキュメントの保管
- (2) 本サポートの内容は、別途当社の定めるプラン（以下「**契約プラン**」といいます。）のとおりとします。
- (3) 本サポートは、契約プランの種類、内容にかかわらず、すべて準委任として行われるものとします。本サポートは、当社において成果物を納入する業務を含まず、契約プランに新たなジョブフロー作成等が内容に含まれる場合であっても、当社は、プラン所定の時間及び人工の範囲での作業を行い、その全部または一部の完成を約束するものではありません。
- (4) 本サポートの対応方法は、契約プランに応じた方法にて行い、オンラインでの対応は行いません。
- (5) 本サポートの受付日時は、土日祝日及び当社指定の休業日を除く平日 9:00~17:00 とします。

第4条（本サポートの範囲対象外）

- (1) 次の各号に定める事項は本サポートの範囲対象外とします。
 - ① **Kompira シリーズ** またはジョブフローの操作に直接関わりのない OS、他社製品、ネットワーク設定等
 - ② **Kompira シリーズ** またはジョブフロー以外のシステム故障（サーバ、回線、スイッチ等のハードウェア設備、または OS、ミドルウェア等のソフトウェアの故障を含むがこれに限らない）
 - ③ ネットワーク、通信回線等に起因する不具合

- ④ **Kompira シリーズ** またはジョブフローの改変、誤操作、オペレーションミス等、ユーザーまたは利用者の責めに帰すべき事由に起因する不具合が生じた場合
 - ⑤ **Kompira シリーズ** またはジョブフロー以外のデータ復元
 - ⑥ **Kompira シリーズ** のユーザー、利用者への教育
 - ⑦ その他本サポートによる解決が不適当と当社が判断したものと
- (2) 利用者からの問合せ、相談等が本サポートの範囲に含まれるものであっても、次の各号に掲げる場合は、当社は、本サポートを行わず、または中断し若しくは制限することができます。
 - ① ユーザーまたは利用者が本サポートを円滑に提供するために必要な協力を遅延し、またはその全部または一部を実施しない場合
 - ② 停電や地震、風水害等の天災、火災、騒動、暴動その他ユーザー当社の制御し得ない不可抗力による電源の切断等、当社の責めに帰すべき事由によらずに、本サポートの全部または一部を中断または制限する必要がある場合

第5条（契約の成立）

- (1) ユーザーは、当社所定の申込書に会社名、部署名、氏名、メールアドレス、電話番号及び住所、本サポートのプラン、案件番号（見積番号）、本サポートの利用開始希望月を記入して、当社へ本契約を申し込むものとします。
- (2) 本契約は、当社がユーザーからの申込みを承諾した時点で成立するものとします。申込書の内容に不備がない限り、所定の方法によりサポートの開始を連絡して、承諾の通知をします。
- (3) ユーザーは、前項の通知の受領以後、本サポートの利用を開始することができます。なお、当社は、可能な限りユーザーの利用開始希望月に合わせ、申込書受領の翌日から 3 営業日以内を目安として遅滞なく通知をするよう努めますが、申込書到達から 3 営業日以内の利用開始を保証しません。

第6条（利用料金）

- (1) 本サポートの利用料金は、契約期間中の本サポートの対価とし、利用料金の額は、別途当社の定める料金プランのとおりとします。
- (2) 当社は、ユーザーが申込書に記載した本サポートの利用開始月の末日をもって、本サポートの契約期間中の利用料金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を請求します。ユーザーは、請求を受けた月の翌月末日までに、一括して当社指定の銀行口座へ現金にて振り込む方法によりこれを当社に支払うものとし、振込手数料はユーザーの負担とします。
- (3) 本サポートの料金プランにおいて超過料金の定めがある場合、これに係る利用料金（以下「**従量料金**」といいます。）について前項前段の規定は適用されず、当社は、当月分の従量料金額を毎月末締めで集計し、翌 5 営業日以内に、その集計額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を請求します。ユーザーは、請求を受けた月の末日までに、前項と同様の方法によりこれを当社に支払うものとし、振込手数料についても前項と同様とします。
- (4) ユーザーは、利用料金その他の金銭債務の履行を怠った場合、これに対する支払期日の翌日から支払済まで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- (5) ユーザーから支払われた利用料金その他本サポートに関する一切の費用は理由を問わず返還しません。
- (6) 第 1 項の料金は、事前の告知なく改定される場合があり、ユーザーは改定後の料金に異議を述べないものとします。ただし、改定後の料金は、改定後最初の契約更新時または第 8 条のプラン変更時に適用されるものとします。

第7条（契約期間）

- (1) 本契約の契約期間は、本契約の成立した月から翌年の応当月の前月までの 1 年間とします（本契約の成立日にかかわらず、成立月を 1 か月とみなし、満了日は満了月の末日とします）。ユーザーは、契約期間中に本契約を解約することはできません。
- (2) 契約期間満了日の 1 か月前までにユーザーから書面による契約内容の変更、または解約の申し出がない限り、本契約は契約

期間満了日の翌日から起算してさらに 1 年間自動的に同一条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第8条 (プランの変更)

- (1) ユーザーは、契約期間中に本サポートを追加またはアップグレードする内容のプラン変更を希望するときは、変更申込書を当社に提出して申し出るものとします。
- (2) プラン変更は、当社が変更申込みを承諾することで効力を生じるものとします。変更申込書の内容に不備がない限り、当社は、所定の方法により変更の完了を連絡して、承諾の通知をします。なお、プラン変更後の利用料金は、以後の契約期間に応じて月割(1か月に満たない日数は1か月とみなします)で精算するものとし、その精算方法については第6条の定めが適用されるものとします。
- (3) ユーザーは、前項の通知の受領以後、プラン変更後の本サポートの利用を開始することができます。なお、当社は、可能な限りユーザーの変更希望月に合わせ、変更申込書受領の翌日から3営業日以内を目安として遅滞なく通知をしますが、変更申込書到達から3営業日以内の利用開始を保証しません。
- (4) ユーザーは、契約更新時を除き、減少またはダウングレードする内容のプラン変更はできないものとします。

第9条 (譲渡の禁止)

ユーザーは、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡、貸与、リース、名義変更または担保に供してはなりません。ただし、事業譲渡、合併等の事情による場合はこの限りではありません。この場合、ユーザーは速やかに当社にその旨を通知し、それを証する書類を添えて、届け出るものとします。

第10条 (再委託)

- (1) 当社は、当社の責任において、本サポートの全部又は一部を第三者に再委託できます。
- (2) 当社は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本サポートを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

第11条 (知的財産権)

- (1) 本サポートの全てのコンテンツ(意匠、テキスト、ソフトウェア、コンフィギュレーション、グラフィックス、マニュアル、その他のファイルを含みますが、これらに限定されません。)並びに **Kompira** シリーズのロゴに関する著作権及びこれらに含まれるノウハウ等の知的財産権は、全て当社に帰属し、ユーザーは当社の許諾なくこれを複製、利用することはできません。
- (2) 本サポートを利用してアクセスされるコンテンツについての権限、著作権、特許権及びその他の知的財産権は、各コンテンツ所有者に帰属し、著作権法、特許法、その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本契約はそのようなコンテンツの利用権を許諾するものではありません。
- (3) ユーザー(ユーザーがリセラーの場合、ユーザー及びエンドユーザー。以下本条、次条第1項及び第2項並びに第12条において同じ。)は、**Kompira** シリーズの利用に必要な場合を除き、当社の事前の承諾なく、本サポートの回答その他の対応の結果を利用、複製、公衆送信または当社の文書による許諾なくモニタ画像を表示しもしくはプリンタへ出力した物の複製物を利用して出版、Web サイト及び SNS への公開等を行うことはできません。
- (4) 当社は、当社とユーザーの間において、本サポートを利用するためにユーザーに明示的に付与される権利を除き、本サポート並びに本サポートの提供のために当社が別途提供する全てのハードウェア、ソフトウェア及びその他の品目に関する全ての権利、権原及び権益(これらについての全ての知的財産権を含みます)を所有し、留保します。本契約によって、本サポートに関連する財産権のいかなる権原または所有権も、ユーザーに移転されません。
- (5) ユーザーが、本サポートに関して、当社にコメント、提案及び提言を提供した場合(以下、これらを総称して「フィードバック」といいます。)、ユーザーは、当社に対し、当該フィードバックにつき無償かつ無期限の利用を許諾したものとします。

第12条 (ユーザーの責任)

- (1) 本サポートの利用のために必要なインターネット接続のための機器、ソフトウェア、通信手段等は全てユーザーの責任と費用において、準備、設置、操作するものとし、当該機器、ソフトウェア、通信手段等の不具合により本サポートが利用できない等の事態が生じた場合であっても、当社は一切これに関する責任を負いません。

- (2) ユーザーは、保守プレミアムプランにおけるジョブフローの作成については、ジョブフロー作成に必要な情報を当社に提供するものとします。
- (3) 当社は、ユーザー当社間の他の契約においてユーザーが指定するメールアドレス宛に本契約の有効期間等の連絡を行います。ユーザーは、当社からのメールを受信できるよう、メールアドレスを維持管理し、何らかの理由で受信ができなくなった場合には、速やかにメールアドレスの変更その他適切な対応を行うものとします。ユーザーが当該対応を怠ったことにより、ユーザーが不利益を被ったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
- (4) ユーザーは、本契約に違反することにより、本サポートの利用に関して故意または過失により当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
- (5) 本サポートの利用に関し、ユーザーと第三者との間で紛争が生じた場合、ユーザーは自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、当社が直接請求を受ける等して当該第三者または当該紛争への対応を要したときは、ユーザーはこれにより当社に生じた一切の費用(弁護士報酬等専門家の依頼に要した費用等を含みます。)を当社に対して補償するものとします。

第13条 (保証の否認)

- (1) 当社は、本サポートの利用に関しユーザーに生じた問題の解決に向けて最善の努力を行いますが、これにより問題解決を保証し、または問題に関連して発生した損害に対して補償を約束するものではありません。
- (2) 本サポートは、**Kompira** シリーズ及びジョブフローの瑕疵の修補、不具合の解消等を約束するものではなく、またこれらを引き受けるものではありません。**Kompira** シリーズの完全性等に関する保証及びその瑕疵への対応等については、当社とユーザーとの間で締結済みの **Kompira** シリーズの全部または一部についてのライセンス契約の定め、ジョブフローの完全性等に関する保証及びその瑕疵への対応等についてはその開発についての委託契約の定め、それぞれ従うものとします。ただし、ジョブフローが保守プレミアムプランにより作成されたものであるときは、本契約の定めに従うものとします。

第14条 (遵守事項)

- (1) ユーザーは、本サポートの利用にあたり、著作権、特許権等の知的財産権その他の当社または第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとします。
- (2) ユーザーは、利用者に対して、本契約の内容を遵守するよう指導する義務を負います。
- (3) 当社は、必要と判断した場合、ユーザーの同意を得ることなく、本サポートの内容を変更することができます。本サポートの内容の変更または追加により、ユーザーに損害が発生した場合であっても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。

第15条 (免責)

- (1) 当社は、法律上の請求の原因の種類を問わず、本サポートの利用、その他本契約に規定する事項に関して生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、当社に故意または重過失がある場合、当社は、ユーザーに現実発生した直接かつ通常の損害に限り責任を負うものとし、当該損害の発生原因となる事由が生じた日が属する月の末日を起算日として過去 1 年間にユーザーが本サポートの利用のために支払った利用料金に相当する額を上限として、その損害を賠償します。ただし、損害発生時までにユーザーが 1 年分の利用料金の全額を支払っていない場合は、ユーザーが実際に支払った利用料金の額を上限とし、ユーザーが利用料金を支払う前までに損害が発生した場合は、料金プランのうち最も安価な利用料金の 1 か月分に相当する額を上限とします。

第16条 (秘密保持)

- (1) ユーザー及び当社は、本サポートに関連して相手方より秘密である旨明示されて開示、提供された一切の情報を秘密情報として取扱い、相手方の事前の同意なく、本サポートの提供または利用(関連する **Kompira** シリーズの提供または利用を含みます。)以外の目的に使用してはならず、第三者に開示、漏洩または複製してはならないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報に当たらないものとします。
 - ① 開示のとき既に公知であった情報
 - ② 開示のとき既に受領者が保有していた情報
 - ③ 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
 - ④ 受領者が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - ⑤ 秘密情報を利用することなく、受領者が独自に開発した情報
- (3) ユーザー及び当社は、第 1 項の規定にかかわらず、法令によりまたは裁判所の判決もしくは行政機関の命令により開示を求め

られた秘密情報については必要な範囲でこれを開示することができるものとします。

- (4) 受領者は、相手方から求められた場合、いつでも遅滞なく開示者の指示に従って、指示を受けた全ての秘密情報を返却または廃棄、消去しなければなりません。
- (5) 本条は、本契約の終了後も5年間有効とします

第17条 (利用停止・当社による解除)

- (1) 当社は、本契約に関し、ユーザー（第②、⑤、⑥、⑦号についてはエンドユーザー及び利用者を含みます。）が以下の各号のいずれかに該当した場合、ユーザーに事前に通知もしくは催告することなく、ユーザーの本サポートの利用を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - ① 支払期日を経過しても、利用料金を支払わないとき
 - ② 本契約または **Kompira** シリーズの利用規約の条項に違反したとき
 - ③ 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったときまたは清算に入ったとき
 - ④ 監督官庁から事業の取消・停止処分を受けたときまたは転廃業しようとしたとき
 - ⑤ 国内外の諸法令または公序良俗に反する様態により本サポートを利用したとき
 - ⑥ 当社または第三者の財産権（著作権等の知的財産権を含みます。）、プライバシー権、名誉権その他の権利を侵害したとき
 - ⑦ 当社がユーザーに対し、ユーザーの行為について不適当であると判断して中止を求めたにもかかわらず、ユーザーがこれに応じなかったとき
- (2) ユーザーが前項各号のいずれかに該当する場合（前項第②、⑤、⑥、⑦号についてはエンドユーザーまたは利用者が該当する場合を含みます。）、ユーザーは当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失します。
- (3) 本契約等に基づく本契約の解約または解除は、当社による損害賠償請求及び費用請求を妨げないものとします。

第18条 (ユーザーによる解除)

ユーザーは、本サポートを利用できない期間が連続して3か月を超える場合に限り、本契約を解除することができます。ただし、その原因がユーザー（ユーザーがリセラーの場合、ユーザーもしくはエンドユーザー）または利用者の責めに帰すべき事由にある場合は解除をすることができません。

第19条 (ライセンス契約終了による当然終了)

事由の如何を問わず、ユーザーが締結している **Kompira** シリーズのライセンス契約の全てが終了した場合、本契約は当然に終了するものとします。なお、この場合における利用料金の精算についても、第6条第(5)項の定めが適用されるものとします。

第20条 (規約の変更)

- (1) 当社は、当社が必要と認める場合、法令に適合する範囲・手続の下、ユーザーの同意を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- (2) 本規約を変更した場合、当社は速やかに本サポートの **Web** サイトへ掲載するものとし、変更後の本規約は、**Web** サイトへ掲載された時点で効力を生じるものとします。

第21条 (協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈について疑義が生じたときは、当社及びユーザーは信義誠実の原則に従い、協議するものとします。

第22条 (準拠法及び管轄)

本契約は、日本国法に準拠し、本契約に関連または起因して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (附則)

•2023年5月31日 Ver1.0 施行

Kompira トレーニング規約

本トレーニングを利用される前に、必ず以下の Kompira トレーニング規約（以下「本規約」といいます。）をお読みください。

対象サービス:本規約は以下の対象サービスに適用されます。

・Kompira トレーニング

第1条（目的）

本規約は、株式会社フィックスポイント(以下「当社」といいます。)が提供する本トレーニングにおける利用条件を定めるものです。ユーザーは、当社所定の申込書を提出した時点で、本規約に同意したものとみなします。

第2条（定義）

- (1) 「本トレーニング」とは、Kompira シリーズ（当社が提供する Kompira Enterprise、Kompira cloud 及び Kompira cloud 関連ソフトウェアをいいます。以下同じ。）についての設定・利用等の研修その他のトレーニングをいいます。
- (2) 「ユーザー」とは、当社との間で本トレーニングの受講契約（以下、「本契約」といいます。）を締結し、本トレーニングを受講者に受講させる者をいいます。
- (3) 「受講者」とは、ユーザーの役員、従業員、職員等（以下「役員等」といいます。）または顧客や業務受託者等の、ユーザーの指図に基づいて現に本トレーニングを受講する者をいいます。
- (4) 「リセラー」とは、販売店、代理店、ディストリビューター等名称の如何を問わず、当社の許諾を得てライセンスその他の当社製品、サービスを販売する者をいいます。

第3条（本トレーニングの内容）

- (1) 本トレーニングのメニュー、目的、実施時間、実施条件等の内容は、別途当社の定めるプラン（以下「契約プラン」といいます。）のとおりとします。
- (2) 本トレーニングは、原則として契約プランに応じた方法にて行い、オンラインでの対応は行いません。

第4条（契約の成立）

- (1) ユーザーは、当社所定の申込書に会社名、部署名、担当者の氏名、メールアドレス、電話番号及び住所、本トレーニングのプラン、案件番号（見積番号）並びに本トレーニングの受講希望日を記入して、当社へ本契約を申し込むものとします。
- (2) ユーザーは、前項の申込書において、申込日から7営業日が経過する日以後の日を受講希望日として指定するものとします。
- (3) 当社は、申込書を受領した後、ユーザーとの間で受講日を調整し、ユーザーに対し、受講日の確定と合わせて承諾の通知をします。このとき、当社は、ユーザーが本項前段に従い申込みをする限り、最大限受講希望日が受講日となるよう調整に努めますが、これを保証しません。
- (4) 本契約は、当社が前項の承諾をすることにより成立するものとします。

第5条（受講料金）

- (1) 本トレーニングの受講料金は、本トレーニングの対価とし、その額は別途当社の定める料金プランのとおりとします。
- (2) 当社は、ユーザーが申込書に記載した本トレーニングの初回受講希望日の属する月の末日をもって、本トレーニングの全ての受講料金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を請求します。ユーザーは、請求を受けた月の翌月末日までに、一括して当社指定の銀行口座へ現金にて振り込む方法によりこれを当社に支払うものとし、振込手数料はユーザーの負担とします。
- (3) ユーザーは、受講料金その他の金銭債務の履行を怠った場合、これに対する支払期日の翌日から支払済まで年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- (4) ユーザーから支払われた受講料金その他本トレーニングに関する一切の費用は理由を問わず返還しません。

第6条（受講日の変更）

- (1) ユーザーは、申込み後3回に限り、当社の承諾通知に返信する方法により、申込みをした本トレーニングの受講日の変更を申込みすることができます。
- (2) 当社は、前項の変更申込みを受領した後、ユーザーとの間で受講日を調整し、ユーザーに対し、変更の諾否（承諾の場合は変更後の受講日を含みます。）を通知します。このとき、当社は、最大限変更希望日が受講日となるよう調整に努めますが、これを保証しません。
- (3) 前各項による変更の効力は、当社が変更の承諾をした時点で生じるものとします。

第7条（譲渡の禁止）

ユーザーは、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡、貸与、リース、名義変更または担保に供してはなりません。ただし、事業譲渡、合併等の事情による場合はこの限りではありません。この場合、ユーザーは速やかに当社にその旨を通知し、それを証する書類を添えて、届け出るものとします。

第8条（再委託）

- (1) 当社は、当社の責任において、本トレーニングの全部又は一部を第三者に再委託できます。
- (2) 当社は、再委託先に対して、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、契約者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本トレーニングを実施した場合と同様の責任を負うものとします。

第9条（知的財産権）

- (1) 本トレーニングに使用される全てのコンテンツ（意匠、テキスト、ソフトウェア、コンフィギュレーション、グラフィックス、マニュアル、その他のファイルを含みますが、これらに限定されません。）及び Kompira シリーズのロゴ並びにこれらに含まれるノウハウ等についての著作権その他の知的財産権は、全て当社に帰属し、ユーザーは当社の許諾なくこれを複製、利用することはできません。
- (2) 本トレーニングを受講してアクセスされるコンテンツについての権限、著作権、特許権及びその他の知的財産権は、各コンテンツ所有者に帰属し、著作権法、特許法、その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本契約はそのようなコンテンツの受講権を許諾するものではありません。
- (3) 当社は、当社とユーザーの間において、本トレーニングを受講するためにユーザーに明示的に付与される権利を除き、本トレーニング並びに本トレーニングの提供のために当社が別途提供する全てのハードウェア、ソフトウェア及びその他の品目に関する全ての権利、権原及び権益（これらについての全ての知的財産権を含みます）を所有し、留保します。本契約によって、本トレーニングに関連する財産権のいかなる権原または所有権も、ユーザーに移転されません。
- (4) ユーザーが、本トレーニングに関して、当社にコメント、提案及び提言を提供した場合（以下、これらを総称して「フィードバック」といいます。）、ユーザーは、当社に対し、当該フィードバックにつき無償かつ無期限の利用を許諾したものとします。

第10条（ユーザーの責任）

- (1) 本トレーニングの受講のために必要なインターネット接続のための機器、ソフトウェア、通信手段等は全てユーザーの責任と費用において、準備、設置、操作するものとし、当該機器、ソフトウェア、通信手段等の不具合により本トレーニングが受講できない等の事態が生じた場合であっても、当社は一切これに関する責任を負いません。
- (2) ユーザーは、受講者の氏名、メールアドレスその他本トレーニングの受講に必要な情報を当社に提供するものとします。
- (3) 当社は、申込書においてユーザーが指定する担当者のメールアドレス宛に受講日の調整、本トレーニングの詳細その他の連絡を行います。ユーザーは、当社からのメールを受信できるよう、メールアドレスを維持管理し、何らかの理由で受信ができなくなった場合には、速やかにメールアドレスの変更その他適切な対応を行うものとします。
- (4) ユーザーが前三項の対応を怠ったことにより不利益を被ったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
- (5) ユーザーは、本契約に違反し、当社に損害を与えた場合、当社に対してその損害を賠償するものとします。
- (6) 本トレーニングに関し、ユーザーと第三者との間で紛争が生じた場合、ユーザーは自らの責任と費用においてこれを解決するものとし、当社が直接請求を受ける等して当該第三者または当該紛争への対応を要したときは、ユーザーはこれにより当社に生じた一切の費用（弁護士報酬等専門家の依頼に要した費用等を含みます。）を当社に対して補償するものとします。

第11条（保証の否認）

当社は、本トレーニングにより受講者が必要な技能を習熟できるよう最善の努力を行います。その結果を保証しません。

第12条（遵守事項）

- (1) ユーザーは、本トレーニングの受講にあたり、著作権、特許権等の知的財産権その他の当社または第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとし、当社の書面による事前の承諾なく、本トレーニングの録音、録画、撮影その他これに類する行為を行ってはなりません。
- (2) ユーザーは、受講者に対して、本契約の内容を遵守するよう指導する義務を負います。
- (3) ユーザーは、本トレーニングの受講と関係のない、Kompira シリーズの操作その他の技術的な問合せ、相談をすることはできません。
- (4) 当社は、必要と判断した場合、ユーザーの同意を得ることなく、本トレーニングの内容を変更することができます。本トレーニングの内容の変更または追加により、ユーザーに損害が発生した場合であっても、当社は当該損害に関して一切責任を負いません。

第13条（免責）

- (1) 当社は、法律上の請求の原因の種類を問わず、本トレーニングの受講、その他本契約に規定する事項に関して生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、当社に故意または重大過失がある場合、当社は、ユーザーに現実に発生した直接かつ通常の損害に限り責任を負うものとし、当該損害の発生原因となる事由が生じた日が属する月の末日を起算日として、ユーザーが本トレーニングの受講のために支払った受講料金に相当する額を上限として、その損害を賠償します。ただし、損害発生時までにユーザーが受講料金の全額を支払っていない場合は、ユーザーが実際に支払った受講料金の額を上限とし、ユーザーが受講料金を支払う前までに損害が発生した場合は、料金プランのうち最も安価な受講料金1人分に相当する額を上限とします。
- (3) 本トレーニングは、以下の理由により、ユーザーへの通知または同意を得ることなく一時停止または中断されることがあります。当社は、事前に一時停止または中断が予想される場合は、受講日の再調整等に努めますが、一時停止または中断の回避を約束するものではなく、現に一時停止または中断が生じたことによりユーザー、受講者または第三者に不利益または損害が発生した場合であっても、一切その責任を負いません。
 - ① 当社の使用する設備やシステム等の障害対応、保守、点検、修理及びメンテナンス等を行う場合
 - ② 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波、台風、大雪等の天変地異により本トレーニングの提供ができなくなった場合
 - ④ 戦争、動乱、暴動、騒乱、テロ、労働争議、行政措置等により本トレーニングの提供ができなくなった場合
 - ⑤ その他、運用上または技術上、当社が、本トレーニングの提供の一時的な停止を必要と判断した場合

第14条（秘密保持）

- (1) ユーザー及び当社は、本トレーニングに関連して相手方より秘密である旨明示されて開示、提供された一切の情報を秘密情報として取り扱い、相手方の事前の同意なく、本トレーニングの提供または受講（関連する Kompira シリーズの提供または利用を含みます。）以外の目的に使用してはならず、第三者に開示、漏洩または複製してはならないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は秘密情報に当たらないものとします。
 - ① 開示のとき既に公知であった情報
 - ② 開示のとき既に受領者が保有していた情報
 - ③ 開示後、受領者の責によらず公知となった情報
 - ④ 受領者が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - ⑤ 秘密情報を利用することなく、受領者が独自に開発した情報
- (3) ユーザー及び当社は、第1項の規定にかかわらず、法令によりまたは裁判所の判決もしくは行政機関の命令により開示を求められた秘密情報については必要な範囲でこれを開示することができるものとします。
- (4) 受領者は、相手方から求められた場合、いつでも遅滞なく開示者の指示に従って、指示を受けた全ての秘密情報を返却または廃棄、消去しなければなりません。
- (5) 本条は、本契約の終了後も5年間有効とします

第15条（当社による解除）

- (1) 当社は、本契約に関し、ユーザー（第②、⑤、⑥、⑦号についてはエンドユーザー及び受講者を含みます。）が以下の各号のいずれかに該当した場合、ユーザーに事前に通知もしくは催告することなく、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - ① 支払期日を経過しても、受講料金を支払わないとき
 - ② 本契約またはフィックスポイント「Kompira」利用規約総覧内の各利用規約の条項に違反したとき

- ③ 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったときまたは清算に入ったとき
 - ④ 監督官庁から事業の取消・停止処分を受けたときまたは転廃業しようとしたとき
 - ⑤ 本契約に関し、国内外の諸法令または公序良俗に反したとき
 - ⑥ 当社または第三者の財産権（著作権等の知的財産権を含みます。）、プライバシー権、名誉権その他の権利を侵害したとき
 - ⑦ 当社がユーザーに対し、ユーザーの行為について不適当であると判断して中止を求めたにもかかわらず、ユーザーがこれに応じなかったとき
- (2) ユーザーが前項各号のいずれかに該当する場合（前項第②、⑤、⑥、⑦号についてはエンドユーザーまたは受講者が該当する場合を含みます。）、ユーザーは当社に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失します。
 - (3) 本契約等に基づく本契約の解約または解除は、当社による損害賠償請求及び費用請求を妨げないものとします。

第16条（ユーザーによる解約）

ユーザーは、受講の前後を問わず、本契約を解約することはできません。

第17条（規約の変更）

- (1) 当社は、当社が必要と認める場合、法令に適合する範囲・手続の下、ユーザーの同意を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- (2) 本規約を変更した場合、当社は速やかに本トレーニングの Web サイトへ掲載するものとし、変更後の本規約は、Web サイトへ掲載された時点で効力を生じるものとします。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈について疑義が生じたときは、当社及びユーザーは信義誠実の原則に従い、協議するものとします。

第19条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本国法に準拠し、本契約に関連または起因して生じる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（附則）

・2023年5月31日 Ver1.0 施行